



認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村

第3次朝日村男女共同参画計画

女性活躍推進計画・DV対策基本計画

(令和3年度～令和7年度)

素案

2020.12.16 ver.

令和2年12月

はじめに

(村長あいさつ文)

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	4
第4節	策定体制と推進体制	4
第2章	男女共同参画の背景	5
第1節	男女共同参画に影響を与える時代変化や社会の動向	5
第2節	各種データからみた本村の現状と課題	6
1.	各種統計データ	6
2.	男女共同参画社会に関する村民アンケート調査	9
3.	現状と課題のまとめ	18
第3章	計画の基本的な考え方	19
第1節	基本理念	19
第2節	基本目標	19
第3節	施策体系	20
第4章	施策の展開	21
基本目標Ⅰ	男女共同参画の基盤整備	22
施策1	男女共同参画推進のための制度等の整備	22
施策2	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	23
基本目標Ⅱ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	24
施策3	ワーク・ライフ・バランスの実現のための 家庭生活における男女の助け合い	24
施策4	雇用の場における女性活躍の推進	26
施策5	農家等自営業における男女共同参画の推進	27
施策6	政策・方針決定の場における女性活躍の推進	28
施策7	地域・自主活動における男女共同参画の推進	29
基本目標Ⅲ	安心・安全な暮らしの実現	31
施策8	非常時における男女共同参画の推進	31
施策9	ライフステージに応じた健康支援	33
施策10	暴力やハラスメントの根絶	34
施策11	困難を抱える女性等への支援	35
資料編		36
第1節	用語解説	36
第2節	委員名簿	36
第3節	策定の経過	36

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現を目指してきました。

また、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、配偶者暴力防止法）」、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）」、平成28年には「改正男女雇用機会均等法」が成立し、着実に男女共同参画社会の実現に向けて法整備が進められています。

しかし、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数※が毎回下位にとどまるなど、国際的にみるとわが国の男女共同参画の水準はまだまだ低いのが現状です。

男女共同参画社会の基本理念



出典：内閣府男女共同参画局

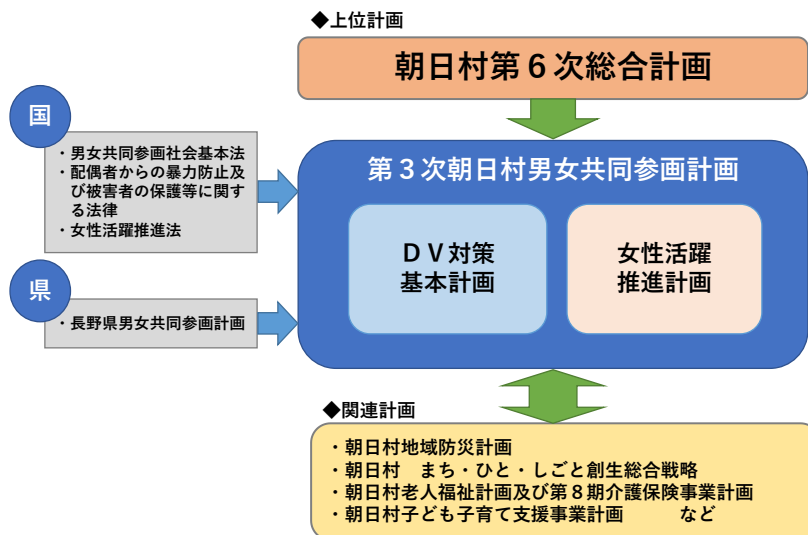
男女共同参画基本法の制定により、各自治体においても男女共同社会の形成のための市町村計画策定が努力義務とされました。朝日村では平成15年に「農村男女共同参画プラン(平成15～18年度)」、平成17年には「朝日村男女共同参画計画(平成17～19年度)」、平成20年には「第2次朝日村男女共同参画計画(平成20～24年度)」を策定し、農業を基幹産業とする本村の地域性を踏まえた男女共同参画を推進してきました。

以後、本村を取り巻く社会環境は大きく移り変わり、日進月歩の技術革新等によっても、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきています。男女がお互いに支えあい、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現という基本理念に変わりはないものの、現在では、男女という性別自体を越えて、多様な性のあり方が議論され、いかに個人が自分らしい生き方を選択できるかが問われる時代になっています。

こうした時代変化や本村の現状と課題を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、個人が対等なパートナーとして「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」を実現するため、新たに「第3次朝日村男女共同参画計画(令和3～7年度)」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、村の総合的なまちづくりの方向性を示した「朝日村第6次総合計画」に基づき、男女共同参画分野を推進するための個別計画として位置づけられるとともに、子育てや福祉など他の分野の個別計画とも関連しながら、これからの男女共同参画の推進に向けた取組の方向性を示すものです。また、国や長野県の最新の計画との整合を図って策定します。



男女共同参画計画には、女性の職業生活における活躍の推進にかかる施策を含むことから、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」を包含した計画とします。

同様に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画（DV対策基本計画）に関連する施策についても本計画に含まれるため、一体的に策定します。

◆男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められている「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」。男女共同参画推進のために、総合的かつ計画的な実施を目的として策定します。

◆女性活躍推進計画

平成28年に施行された「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、村の女性のあらゆる分野の職業生活における活躍を推進するための施策を策定します。

◆DV対策基本計画

平成25年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力を防止し、女性を守るための施策を策定し、本村のDV対策基本計画とします。

第3節

計画期間

計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国・県の動向、計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第4節

策定体制と推進体制

策定にあたっては、庁内の男女共同参画推進組織である「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」、村民や有識者の参画による「朝日村男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、村民アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施により、広く村民の意見を聴取し、反映しています。

また、本計画はPDCAサイクル※に基づき、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」において目標の達成状況を定期的に確認し、評価・検証を踏まえて、取組の改善を図ります。



第2章 男女共同参画の背景

第1節 男女共同参画に影響を与える時代変化や社会の動向

(1) 国際目標「SDGs※」におけるジェンダー平等

国連サミットで採択され、2030年を目指して設定された国際目標「SDGs(エスディーゼズ)」のなかで、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」という目標が掲げられています。SDGsは国際的に推進すべき目標であり、わが国でも自治体レベルでSDGsを取り入れた施策の推進が推奨されています。



(2) 多様な性の概念の浸透

性同一性障害やLGBT※など多様な性のあり方についての認知が広まり、性は男女だけで区別できるものではないという考え方が浸透してきています。こうした考え方を踏まえ、社会的にも多様な個性や特性を持った人材の活用を目指すダイバーシティという概念が企業等で取り入れられるようになってきています。

(3) 人生100年時代における価値観の転換

わが国では長寿化が進み、かつてない高齢社会を迎えようとしています。「人生100年時代」と言われる現代において、いかに健康で長生きするかが社会全体の課題といえます。男女共同参画の分野においても、アクティブシニアの活躍の場づくり、いきがづくり、リカレント教育※(学びなおし)などが新たなキーワードとなっています。

(4) 技術革新による働き方・生活の仕方の変化

ビッグデータ、AI、ロボットなど第4次産業革命※や Society5.0※といわれる新しい技術革新の時代を迎えています。新技術によりテレワーク※、副業など仕事の価値観や働き方に変化が生まれるとともに、ワーク・ライフ・バランス※がより重視されるようになることが考えられます。



(5) 多様化する暴力やハラスメントへの対応

女性への暴力やハラスメントが多様化しています。特に、インターネットメディアが人々の生活に浸透したことにより、ネット上でのハラスメントや性暴力も新たに生まれており、さまざま場面での暴力・ハラスメントへの対応が求められるようになってきています。

(6) 新型コロナウイルス、頻発する災害への対応

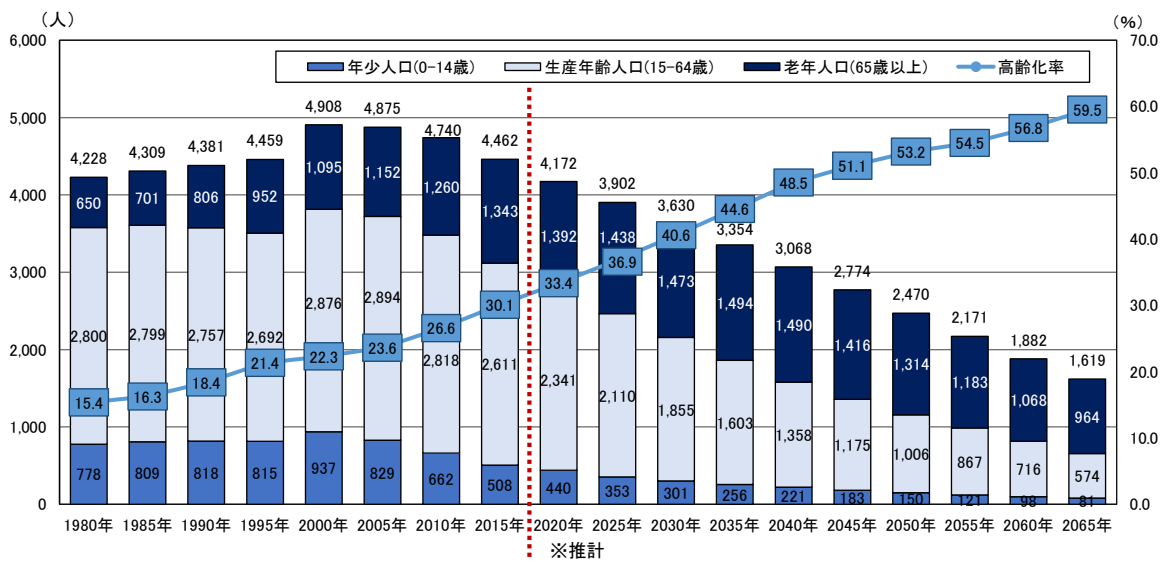
新型コロナウイルスという新たな感染症リスクの発生や、地球温暖化等の影響により災害の脅威が高まるなど、異常時に備えた対策が重要になってきています。被害や影響の受け方は男女で違いがみられることから、防災やガイドラインづくり等におけるジェンダー※の視点からの検討が求められています。

1. 各種統計データ

(7)人口の推移と見通し

本村の人口は、2000年(平成12年)をピークに減少に転じ、2015年(平成27年)は4,462人となっています。1995年(平成7年)から老年人口(65歳以上)が年少人口(15歳未満)を上回りはじめ、2005年(平成17年)以降は生産年齢人口(15~64歳)が減少しています。一方、老年人口は増え続け、2015年(平成27年)にすでに高齢化率は30%を超えています。さらに2030年(令和12年)には高齢化率は40%を超えると推計されています。

年齢3区分人口の推移と推計

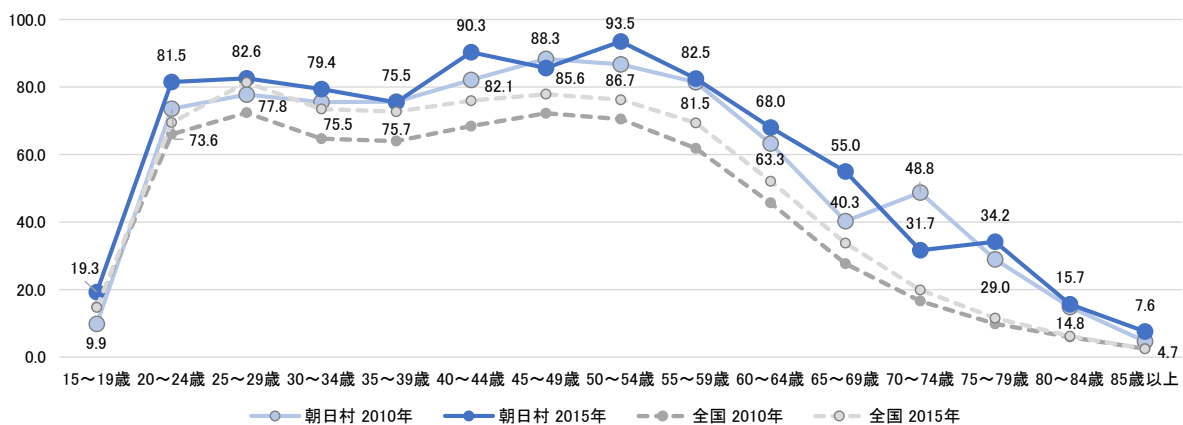


出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計

(8)女性活躍の状況

①女性の年齢階層別労働力率(全国との比較)

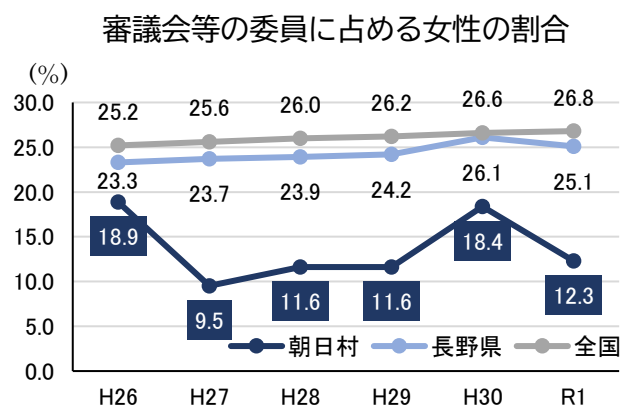
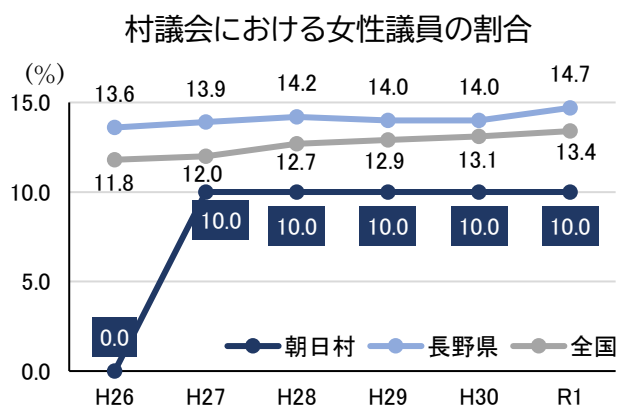
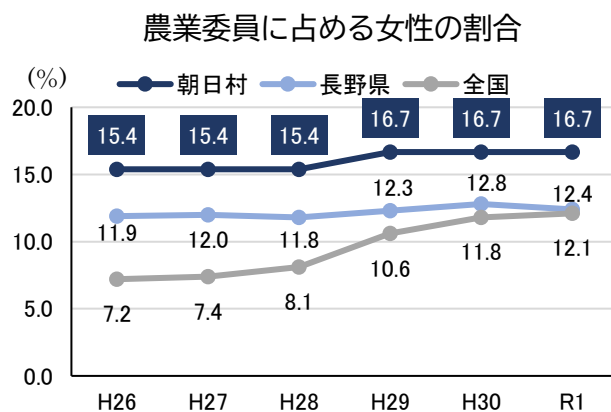
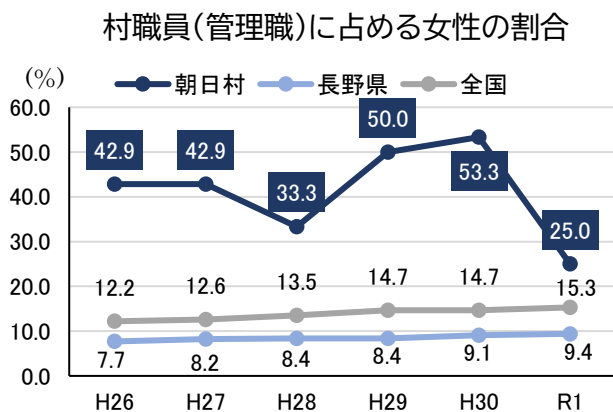
本村における女性の労働力率は、子育て世代とみられる30代で下がる傾向にありますが、全国に比べると数値がやや高く、子育て中も社会で女性が活躍していることが伺えます。また、2010年に比べ2015年の方が概ねどの年代も労働力率が高くなっています。



出典：国勢調査

②村議会等、公職における女性の割合

本村では初めての女性議長が誕生したほか、村職員の課長相当職や農業委員に占める女性割合が国や県に比べ高い水準にあり、政策決定や意思決定の場における女性登用は一定程度進んでいます。一方、村議会議員や審議会等の委員に占める女性割合が国や県に比べ低いほか、自治会長、公民館長、小中学校 PTA 会長、消防団員などの地域組織にいたっては、女性の役職登用の実績がありません。地域の意思決定に関わる役職への女性参画が課題となっています。

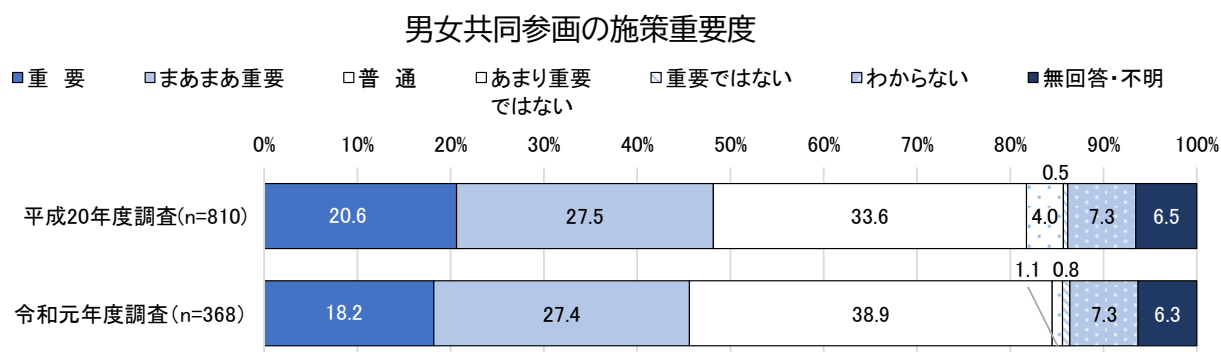
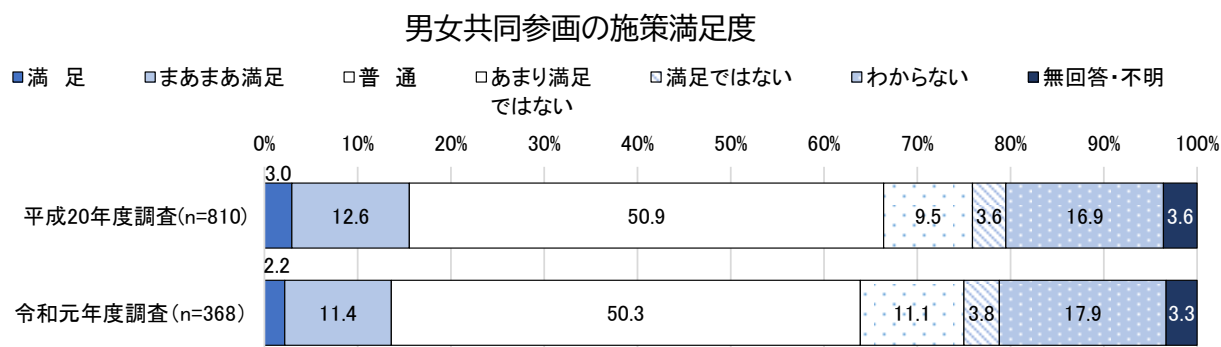


出典：朝日村・長野県：長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
 全国：内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

(9)男女共同参画の施策の進捗評価

総合計画の策定にあわせて、ほぼ5年ごとに実施している村民アンケートにより、村の施策の満足度・重要度評価を把握しています。「男女共同参画」施策についての満足度（「満足」と「まあまあ満足」の合計）は令和元年度調査において13.6%にとどまっており、平成20年度調査とほとんど変わっていません。

また、「男女共同参画」施策の重要度（「重要」と「まあまあ重要」の合計）評価では、半数近い45.6%の村民が重要と感じており、満足度の向上に向けて施策の推進が求められます。



出典：朝日村第5次総合計画に関する村民アンケート調査
朝日村第6次総合計画に関する村民アンケート調査

2. 男女共同参画社会に関する村民アンケート調査

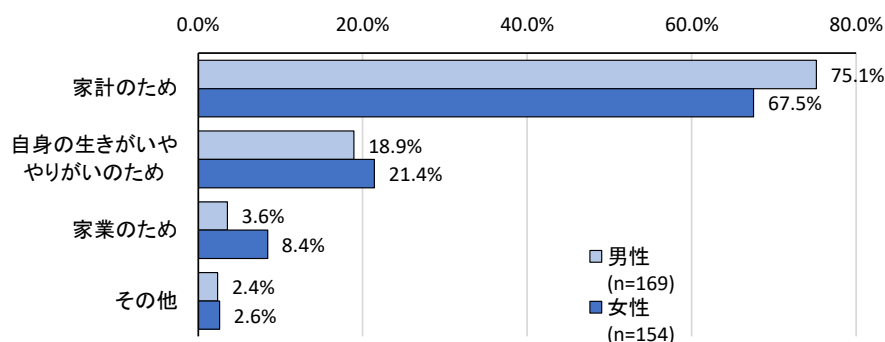
本調査は、「第3次朝日村男女共同参画計画」の策定に向けて、朝日村の男女共同参画における村民の意識や実態を調査し、現状と課題を把握するために実施しました。

調査対象者	住民基本台帳から無作為抽出した村内在住の15歳以上の男女
配布数	800名
有効回収数	468名（有効回収率58.5%）
調査期間	令和2年8月20日（木）～令和2年9月10日（木）
調査方法	質問紙法（郵送等による配布・回収）

(1) あなたの仕事の状況について

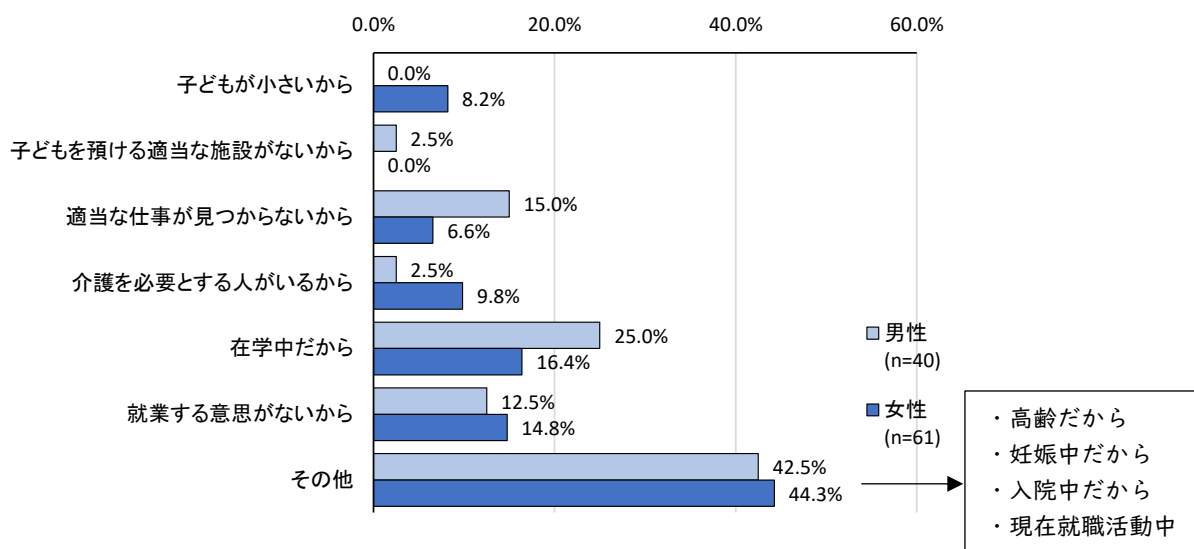
■仕事をしている理由

現在仕事をしている理由としては、「家計のため」が男女とも最も高くなっています。「自身の生きがいややりがいのため」「家業のため」と回答する割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。



■仕事をしていない理由

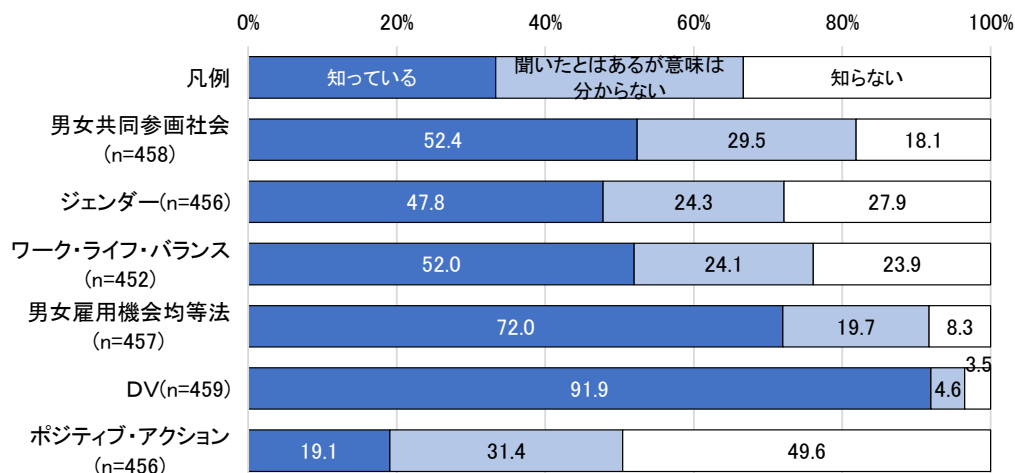
現在仕事をしていない理由としては、「その他」が男女ともに最も多く、多様な事情がありますが、「子どもが小さいから」「介護を必要とする人がいるから」という回答が男性よりも女性で高くなっていることから、子育てや介護が女性の仕事に大きく影響していることが考えられます。



(2)男女共同参画について

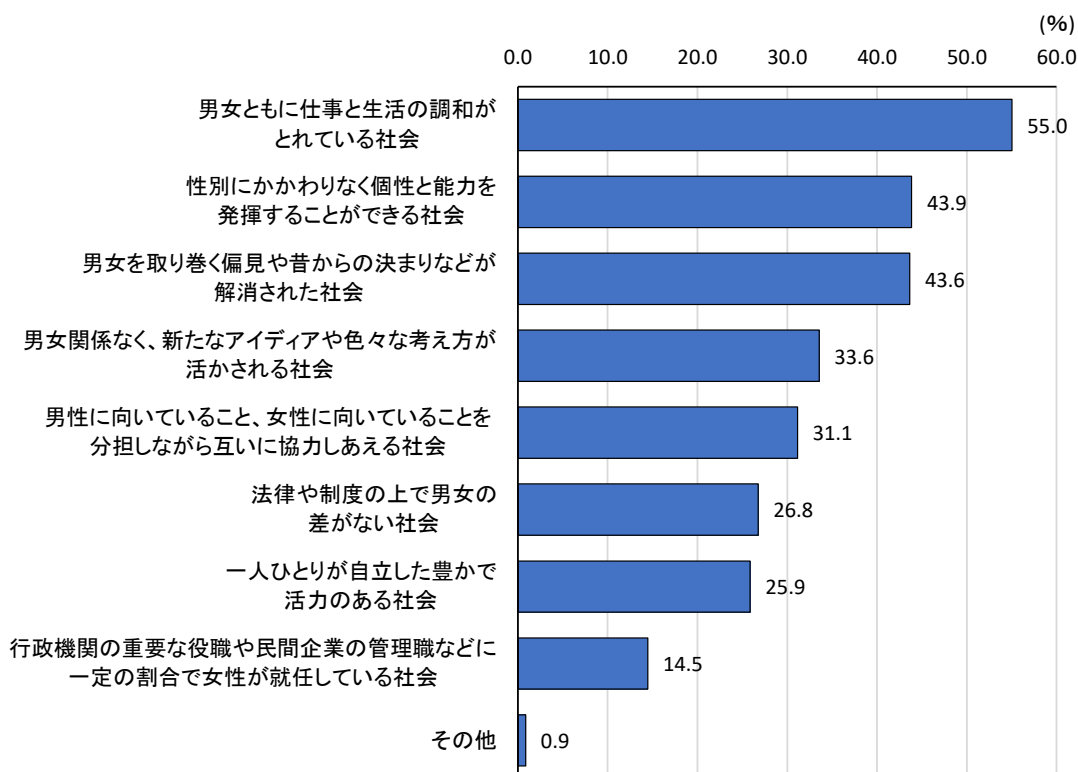
■男女共同参画にかかわる用語の認知度

男女共同参画にかかわる用語の認知度は、「DV」は91.9%、「男女雇用機会均等法」は72.0%の人が意味を「知っている」と回答しているのに対して、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス」、「ジェンダー」は約半数の認知度となっています。



■目指すべき男女共同参画社会のイメージ

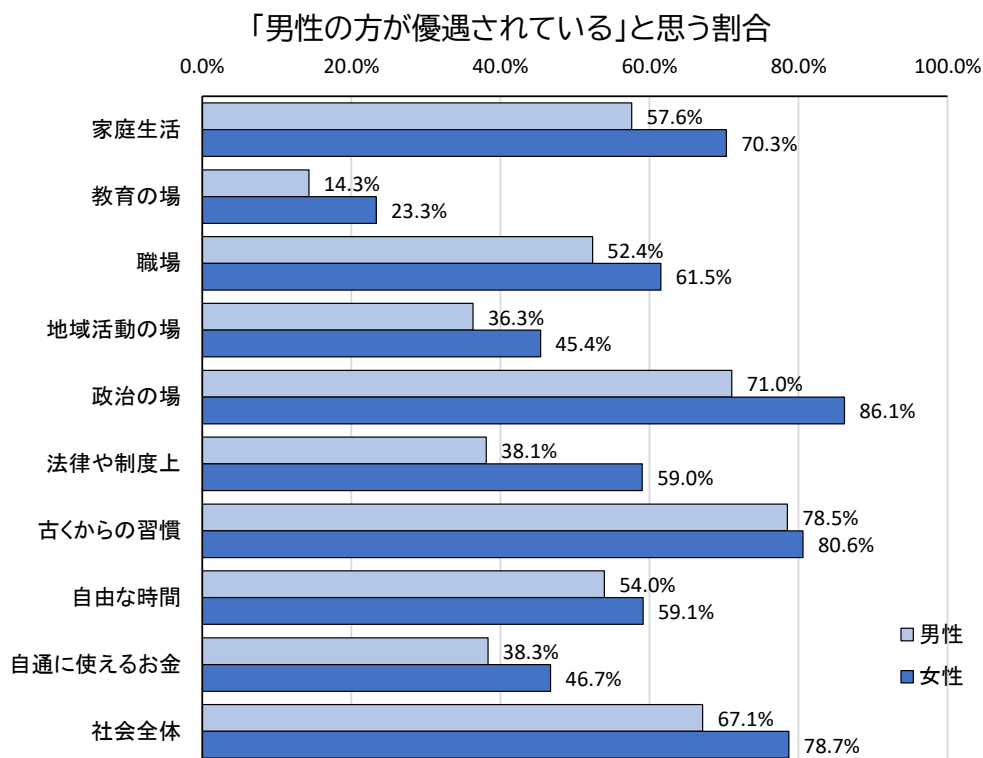
朝日村が最終的に目指すべき「男女共同参画社会」は、「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」が55.0%と最も高く、次いで、「性別にかかわらず個性と能力を發揮することができる社会」「男女を取り巻く偏見や昔からの決まりなどが解消された社会」があげられています。



(3)男女平等・男女の役割意識について

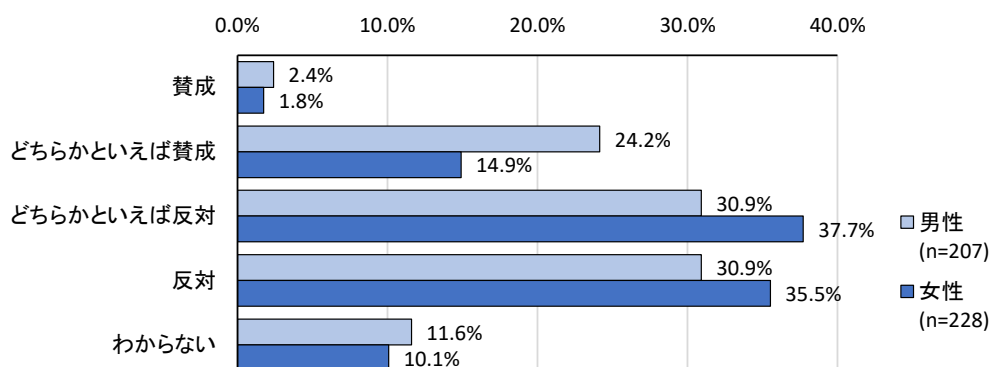
■様々な場面における男女の平等の状況

様々な場面における「男性の方が優遇されている」と思う割合を男女別にみると、女性は「政治の場」や「古くからの習慣」、「家庭生活」、「社会全体」で7割を超えて高くなっています。全般的に男性よりも女性の方が「男性が優遇されている」と感じている人が多く、考え方に男女差がみられます。



■性別によって役割を固定する考え方への賛否

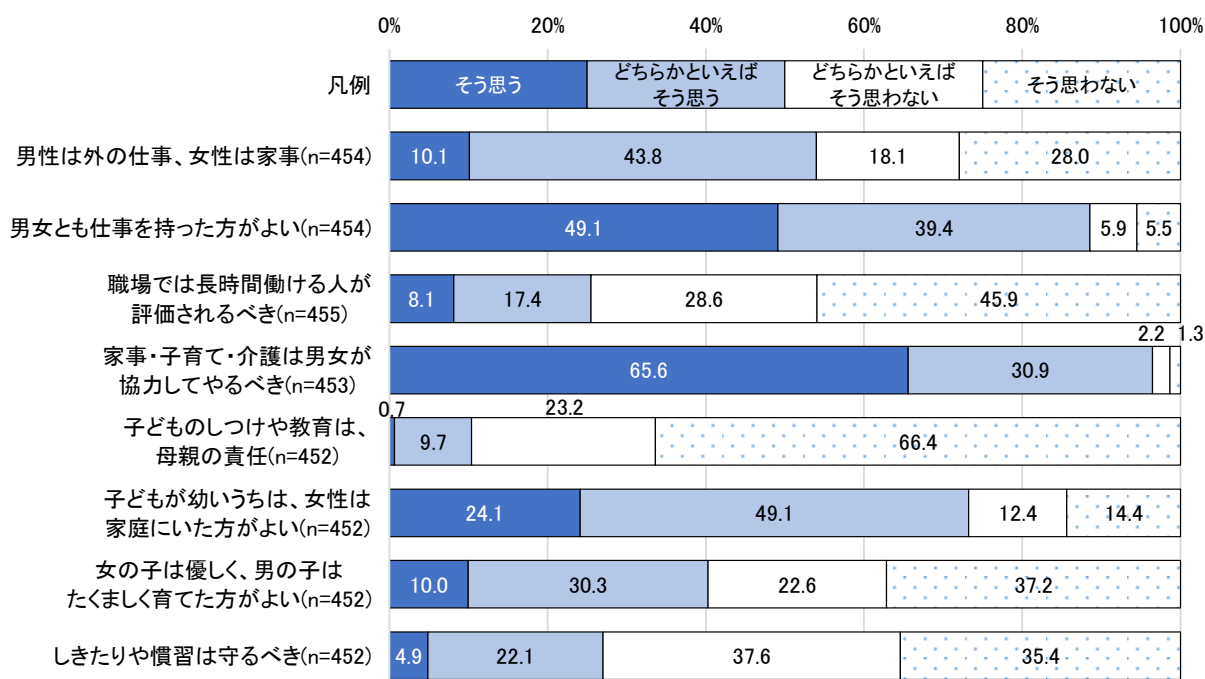
性別によって役割を固定する考え方への賛否は、女性の方が「反対」「どちらかといえば反対」と回答している割合が高くなっています。



■男女の役割分担に関する意識

男女の役割分担に関する意識を見ると、「男女とも仕事を持った方がよい」「家事・子育て・介護は男女が協力してやるべき」に対して、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答している人の割合は50%を超えています。

一方、「男性は外の仕事、女性は家事」は53.9%が、「子どもが幼いうちは、女性が家庭にいたほうがよい」は73.2%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。



(4)ワーク・ライフ・バランスについて

■ワーク・ライフ・バランスの現状

ワーク・ライフ・バランスの現状では、「仕事」優先が34.5%と最も高く、次いで「仕事」と「家庭生活」とともに優先が31.6%となっている。国や県の同様の調査と比較し、本村では「仕事」と「家庭生活」をともに優先しているという割合が高く、ワーク・ライフ・バランスが進んでいることがうかがえる。

	朝日村	国	県
「仕事」優先	34.5%	25.9%	38.4%
「家庭生活」優先	14.2%	30.3%	18.0%
「地域・個人の生活」優先	1.3%	4.5%	4.2%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	31.6%	21.0%	17.7%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	4.2%	3.1%	4.2%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	3.5%	8.1%	4.2%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	7.7%	5.1%	4.3%
わからない	2.9%	1.9%	8.9%

出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2019年）

長野県「令和府元年度県民意識調査」（2019年）

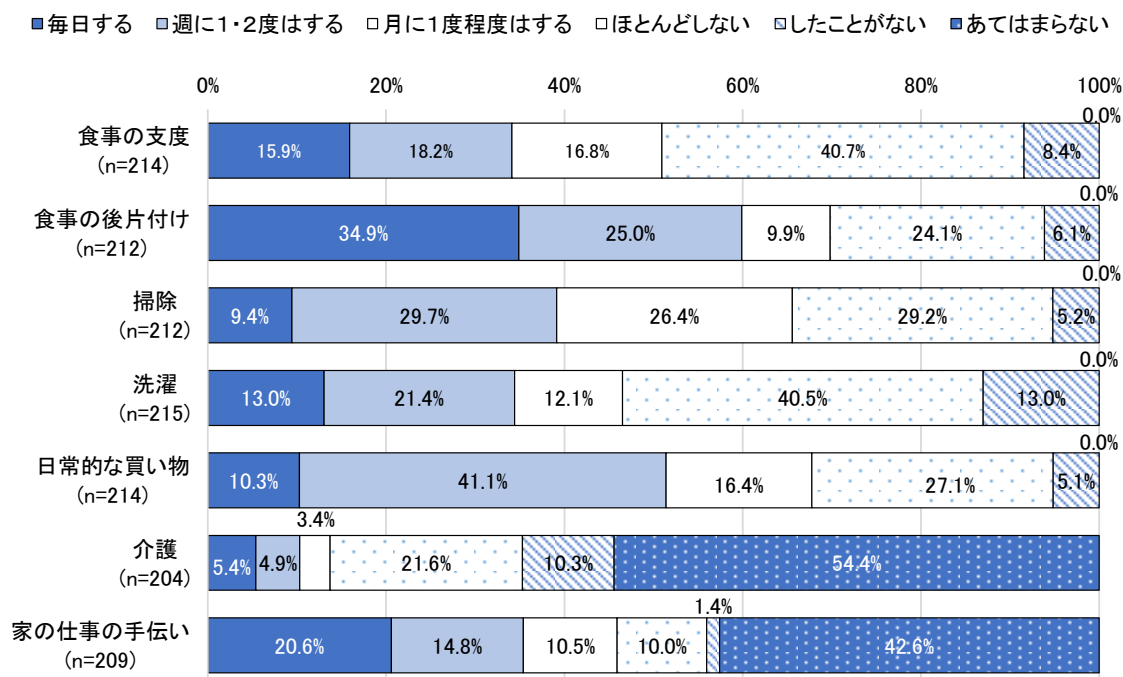
※県の回答は無回答も含んだ人数をベースにした割合

(5)家庭内の男女共同参画について

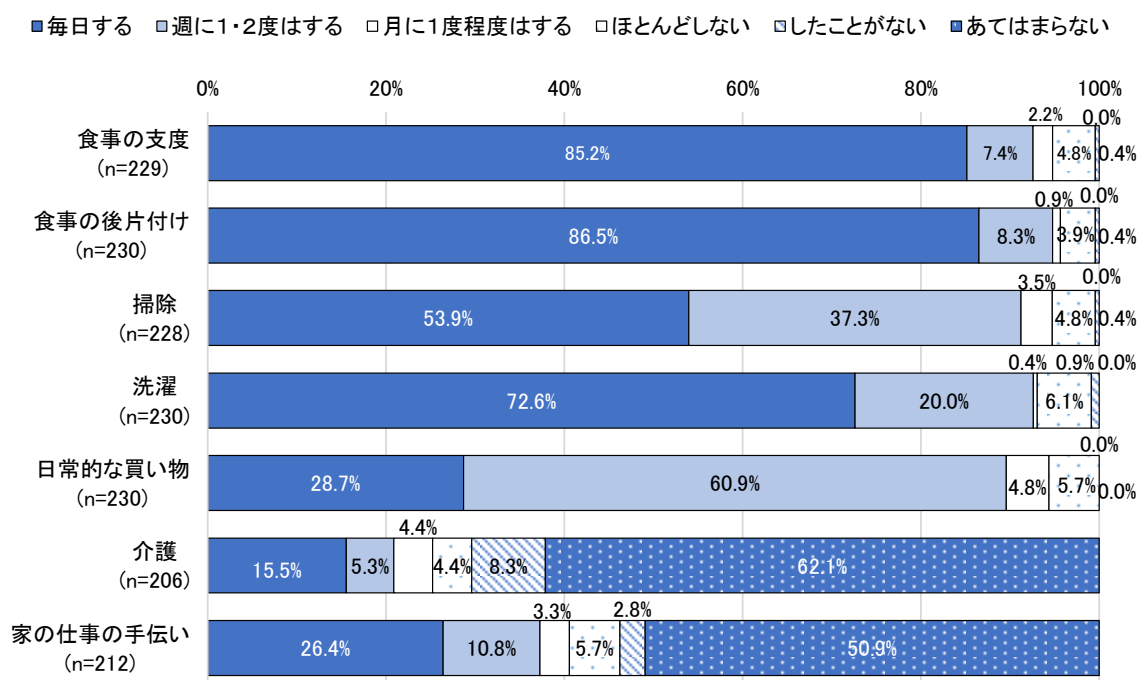
■家事等の実施状況

家事等の実施状況を男女別にみると、「食事の後片付け」を毎日する男性は34.9%いますが、それ以外の家事については、男性の参加がまだ少なく、女性が毎日行っている家庭が多いのが現状です。

【男性】



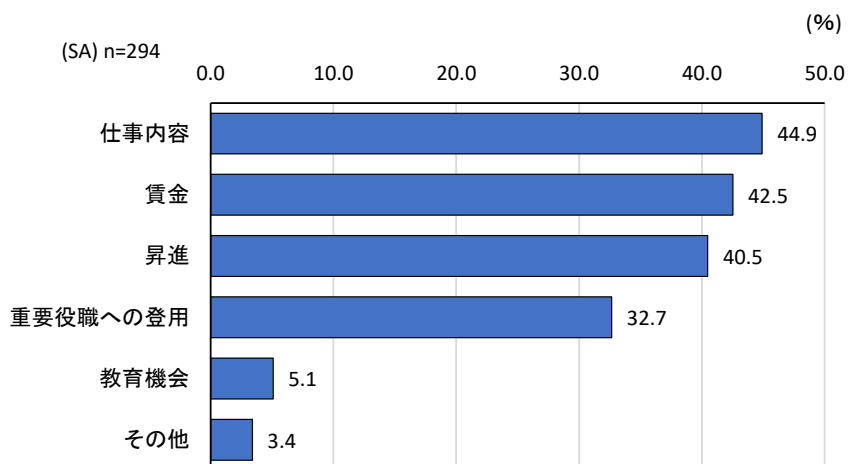
【女性】



(6)仕事における男女共同参画について

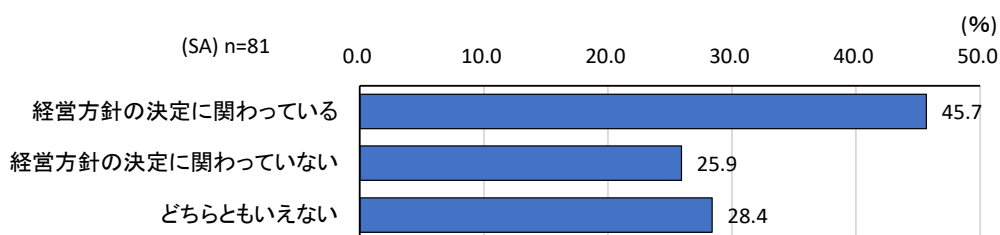
■職場の中で男女の待遇に差があると感じる分野

雇用の場において「仕事内容」「賃金」「昇進」で男女の待遇の差を感じるという人が4割以上となっており、依然として男女格差があることがうかがえます。



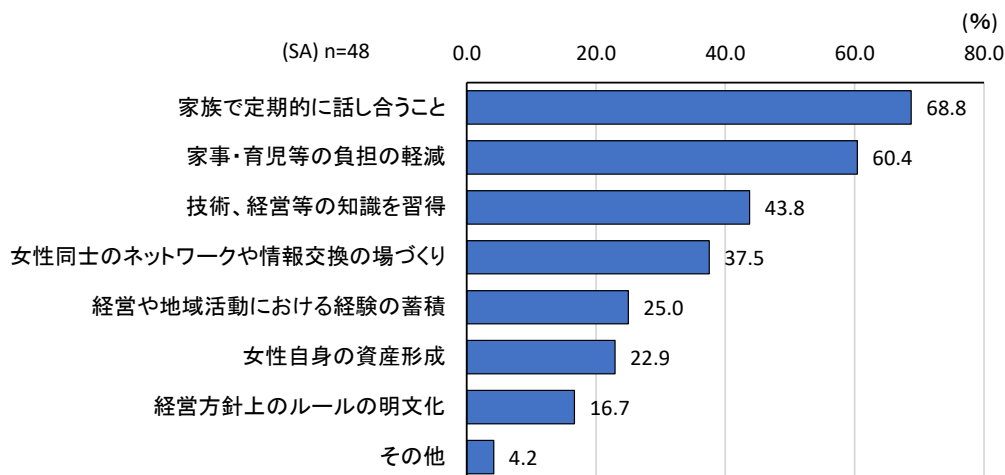
■自営業の経営における女性の参画の状況

自営業の経営における女性の参画状況では、「経営方針の決定に関わっている」が45.7%となっています。



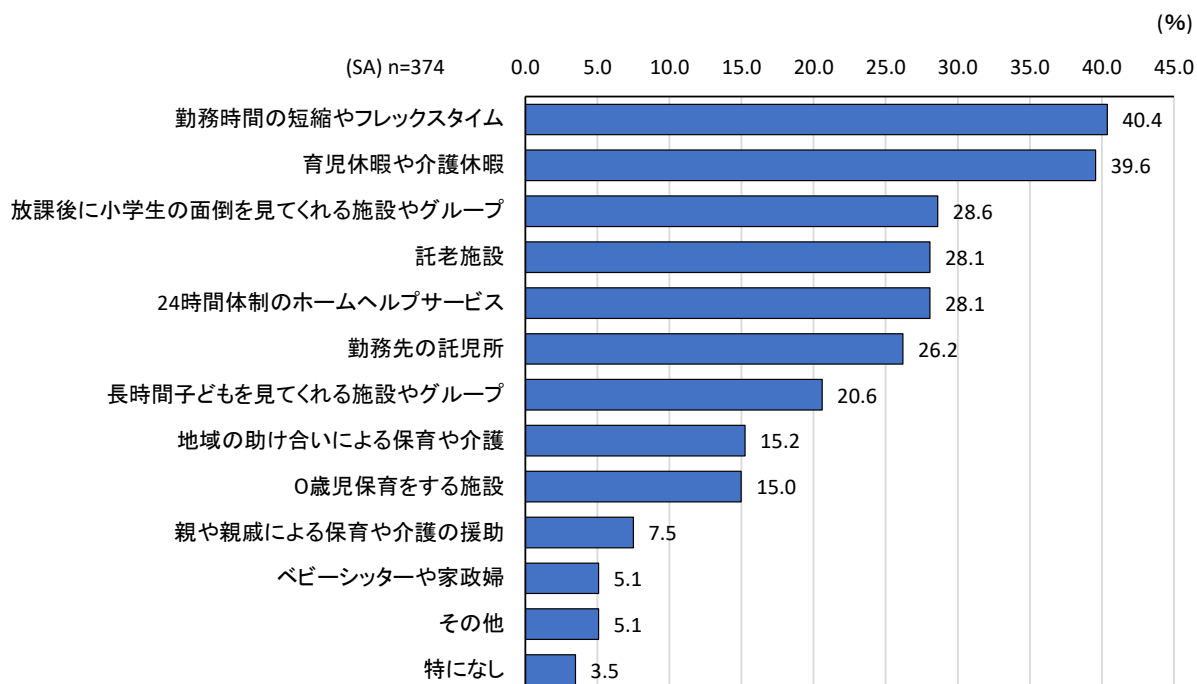
■女性が農業経営に参画しやすくするために必要なこと

女性が農業経営に参画しやすくするために必要なことでは、「家族で定期的に話し合う」が68.8%と最も高く、次いで「家事・育児等の負担の軽減」があげられています。



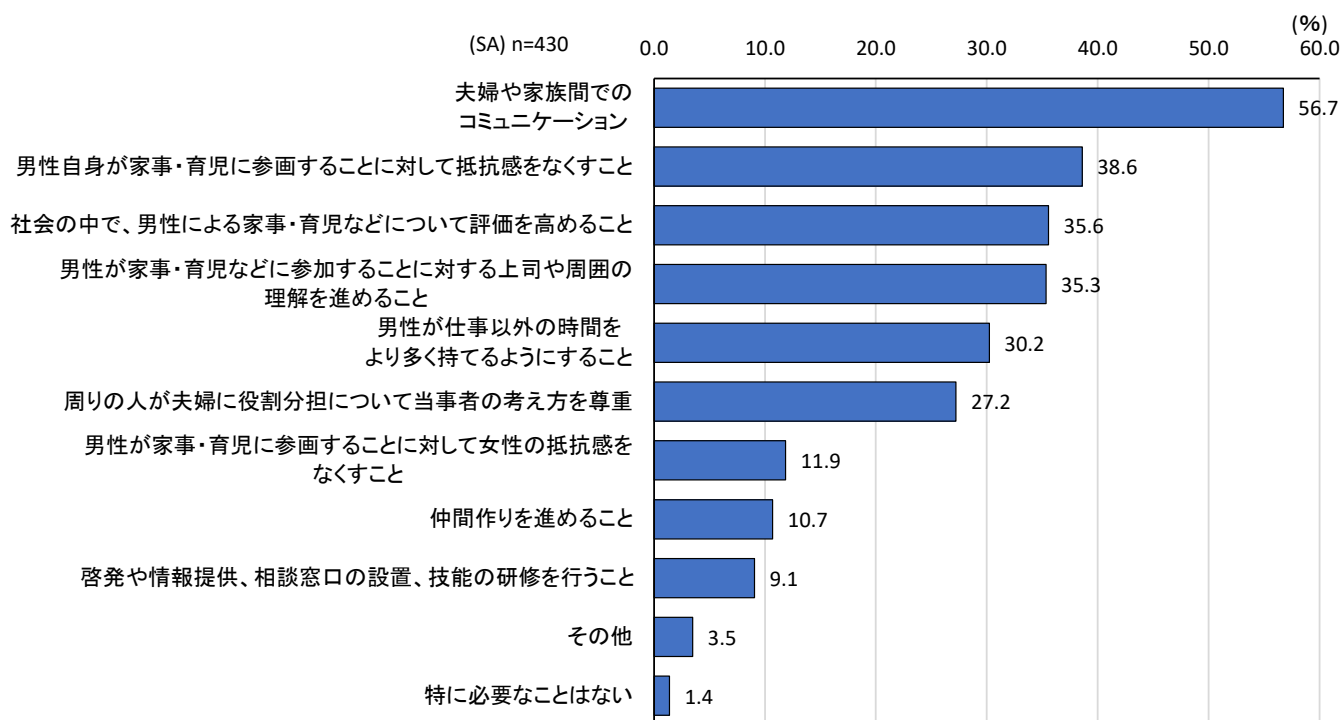
■男女が平等に働き続けるために必要なこと

男女が平等に働き続けるために必要なことは、「勤務時間の短縮やフレックスタイム」が40.4%、次いで「育児休暇や介護休暇」が39.6%となっています。



■家事等に男性が積極的に参画するために重要なこと

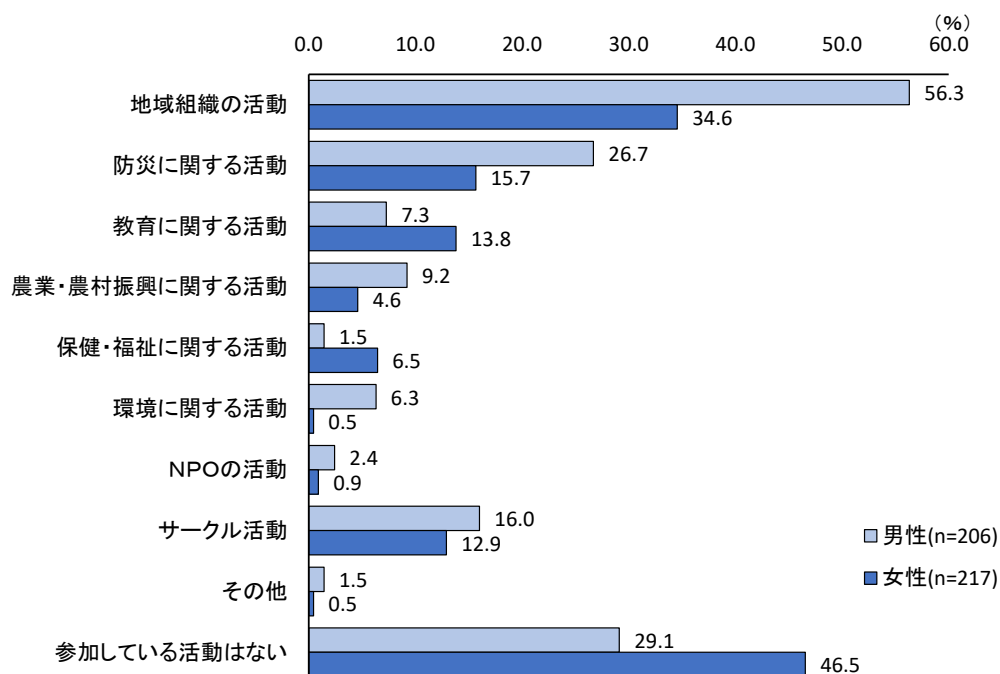
家事等に男性が積極的に参画するために重要なこととしては、「夫婦や家族間でのコミュニケーション」が56.7%と最も高くあげられています。



(7)地域活動における男女共同参画について

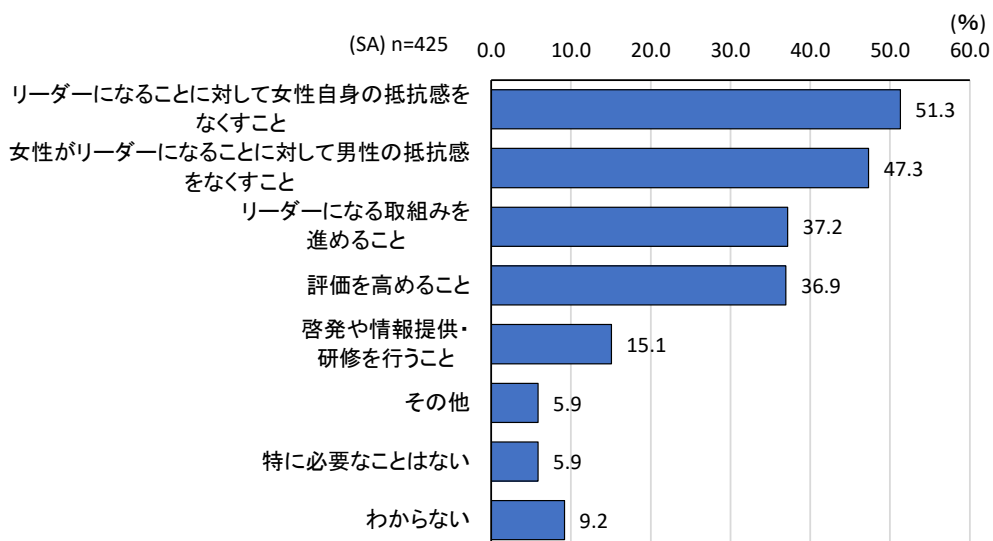
■現在参加している活動

現在参加している活動を男女別にみると、「地域組織の活動」「防災に関する活動」において、男性の割合が女性よりも高くなっています。一方で、女性は男性よりも「参加している活動はない」と回答している割合が高くなっています。



■女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

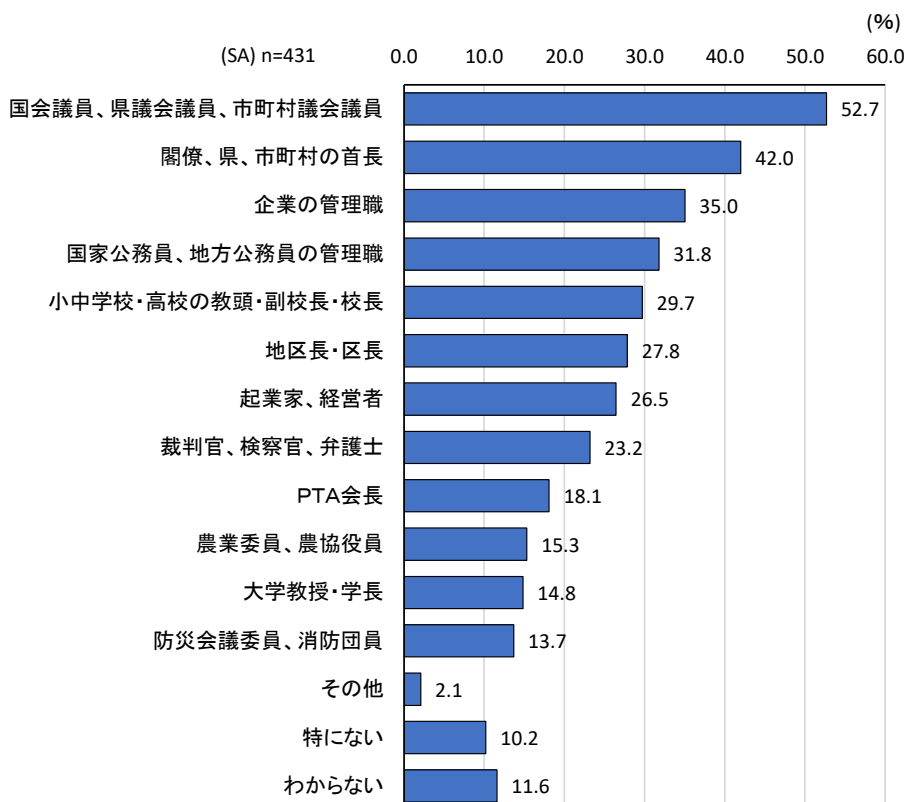
女性が地域活動のリーダーになるために必要なことは、「リーダーになることに対して女性の抵抗感をなくすこと」が51.3%、次いで「女性がリーダーになることに対して男性の抵抗感をなくすこと」が47.3%となっており、男女ともに抵抗感を払拭していく取組が必要です。



(8)政策・方針決定の場における男女共同参画について

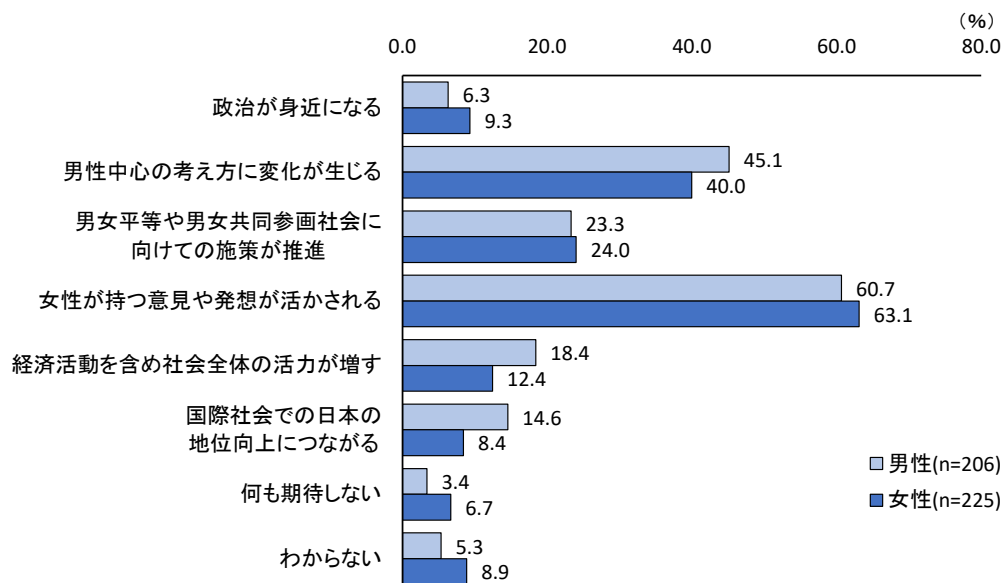
■今後、女性が増えた方がよいと思う職業

今後、女性が増えた方がよいと思う職業は、「国会議員、県議会議員、市町村議会議員」が52.7%と最も高く、次いで「閣僚、県、市町村の首長」が42.0%、「企業の管理職」が35.0%となっています。地域リーダーである「地区長・区長」についても27.8%の村民が女性が増えた方がよいと回答しています。



■政策方針決定の場に女性が増えることで期待すること

「政策方針決定の場に女性が増えることで期待すること」を男女別で見ると、多くの項目で男性の回答割合が高くなっており、男性の女性活躍への期待は小さくないことがうかがえます。

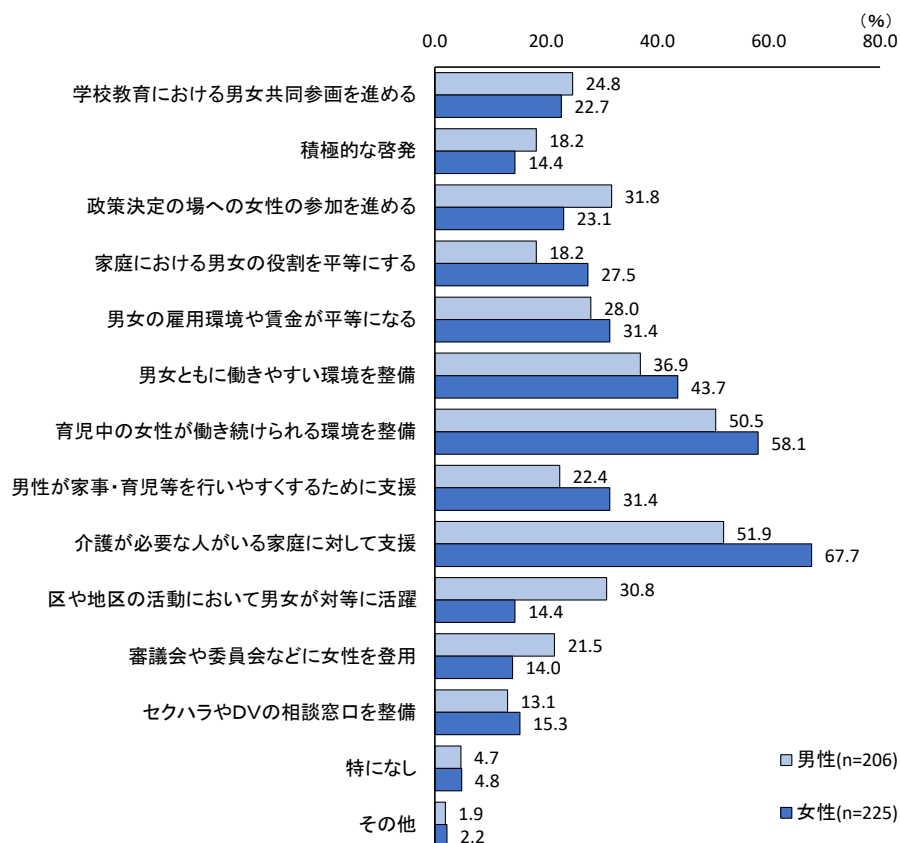


(9)朝日村における男女共同参画の取組みについて

■今後、もっと力を入れていくべきこと

今後、もっと力を入れていくべきことを男女別にみると、女性は「介護が必要な人がいる家庭に対して支援」や「育児中の女性が働き続けられる環境を整備」で男性よりも割合がかなり高くなっており、育児・介護における女性負担の軽減は重要な課題といえます。

男性は「区や地区の活動において男女が対等に活躍」や「政策決定の場への女性の参加を進める」が女性よりも高くなっており、さまざまな場面での女性活躍の推進が期待されています。



3. 現状と課題のまとめ

主に進展がみられる点	主に課題となっている点
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行政職における女性の登用や男女の機会均等は以前から進んでいる ◎ ワーク・ライフ・バランスが進んでいるなど、男女共同参画の取組に意欲的な村民が多い ◎ 家族経営協定の締結世帯が増えつつあり、女性が主要な働き手として経営参画している 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 古い価値観やしきたりが残っている部分もあり、男女で役割認識等に温度差がある ▲ 地域組織の役職における女性活躍が全般的に進んでいない ▲ 女性団体が高齢化等により活動を休止している。若い女性の参画や時代変化に合わせた活動への支援が課題 ▲ 情報提供の手段や周知方法が時代やこれからのライフスタイルに合っていない ▲ 新型コロナウイルスの影響で啓発や講演、相談等の事業が停滞している ▲ 男女共同参画施策では、実施されていない事業や形骸化している事業が少なくない。村民も男女共同参画を村の施策として認知していない人が多いうえ、施策の満足度も低い

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村

第1次・第2次朝日村男女共同参画計画の「朝日のようにみんなが輝くむらづくり21」の基本理念の要素を受け継ぎつつ、これからは男女という性別だけにとらわれることなく、個人のさまざまな生き方を尊重する多様性の概念が重要であることから、個人の違いを認め合い、互いに助け合いながら、一人ひとりが自分らしく活躍できる一歩進んだ男女共同参画の村づくりをめざし、本計画の基本理念を「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」とします。

第2節 基本目標

本計画では、上記の基本理念のもと、本村の現状と課題を踏まえるとともに、国や長野県の計画との整合も図りながら、基本目標を以下の3つとし、基本目標の達成に向けて必要な施策を実施します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤整備

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進
(※施策の一部が「女性活躍推進計画」を兼ねる)

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現
(※施策の一部が「DV対策基本計画」を兼ねる)

また、施策の実施による成果として、計画全体及び基本目標ごとに成果として達成を目指す数値目標を以下のように定めます。

■成果目標

	指標	現状値	目標値(R7年)
計画全体	「男女共同参画」施策の村民満足度 【総合計画策定時の村民アンケート調査】	13.6% (R1年)	20.0%
基本目標Ⅰ	「男女共同参画社会」用語の認知度 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	52.4% (R2年)	60.0%
基本目標Ⅱ	35~39歳女性の労働力率 【国勢調査】	75.5% (H27年)	78.0%
基本目標Ⅲ	本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合 【総合計画策定時の村民アンケート調査】	61.4% (R1年)	65.0%

第3節

施策体系

基本目標	施策	取組
I 男女共同参画の基盤整備	1 男女共同参画推進のための制度等の整備	1-1 男女共同参画基本条例の制定 1-2 男女共同参画計画の策定と進捗管理
	2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	2-1 男女共同参画社会に関する情報発信 2-2 男女共同参画に関する学習機会づくり 2-3 多様な性のあり方についての理解促進
II あらゆる分野における男女共同参画の推進 施策3～6 「女性活躍推進計画」	3 ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	3-1 男性の家事・育児・介護等への参加促進 3-2 男性の育児休暇取得の促進 3-3 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
	4 雇用の場における女性活躍の推進	4-1 企業の育休等の制度の整備と取得の促進 4-2 女性の再就職支援 4-3 多様な働き方の推進
	5 農家等自営業における男女共同参画の推進	5-1 農業分野の女性リーダーの育成と活動支援 5-2 女性の就農支援 5-3 家族経営協定締結の促進 5-4 女性の起業支援
	6 政策・方針決定の場における女性活躍の推進	6-1 行政機関における女性管理職の積極的な参画促進 6-2 村の審議会、委員会への女性委員の登用促進 6-3 村議会における女性議員の活躍推進
	7 地域・自主活動における男女共同参画の推進	7-1 地域組織における女性リーダーの育成支援 7-2 自主的な女性活動団体への支援
	8 非常時における男女共同参画の推進	8-1 感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進 8-2 男女共同参画の視点に立った災害対策
	9 ライフステージに応じた健康支援	9-1 女性の心とからだ(妊娠・出産等)に関する学びの機会充実と支援 9-2 健康寿命延伸のための健康づくりの促進 9-3 人生100年時代の男女のいきがいづくりと就労促進
III 安心・安全な暮らしの実現 施策10 「DV対策基本計画」	10 暴力やハラスメントの根絶	10-1 DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備 10-2 DVやハラスメントに関する教育の推進
	11 困難を抱える女性等への支援	11-1 ひとり母親家庭への支援 11-2 貧困家庭への支援 11-3 障がい者における男女共同参画視点での支援

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤整備

男女共同参画の村づくりを進めるために必要な基本となる制度や計画の策定、推進体制などの基盤整備を進めます。

また、男女共同参画社会の実現に不可欠な村民一人ひとりの意識・行動の変容を促すための情報提供や豊富な学びの場づくりを目指します。

施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

本計画は、現在の村の状況や時代変化に対応させて第2次朝日村男女共同参画計画を見直し、策定したものです。今後は、男女共同参画基本条例を制定するとともに、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」を中心に計画の進捗管理を行うなど、男女共同参画の取組を着実に推進していくための基盤を整備していきます。

また、国の方針を踏まえ、未策定であった「女性活躍推進計画」、「DV対策基本計画」の市町村計画に定めるべき事項を本計画に盛り込み、男女共同参画社会の実現に向けて一体的に施策を進めていくこととします。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組の内容	担当課
男女共同参画基本条例の制定	令和2年度に第3次朝日村男女共同参画計画を策定しました。今後も計画に基づく施策を着実に進めていくために、計画期間中の男女共同参画基本条例の制定を目指します。	総務課
男女共同参画計画の進捗管理	・朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の定期的な開催による計画の進捗評価・検証を実施します。 ・計画の更新時期に合わせて「男女共同参画に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行います。	総務課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
男女共同参画基本条例の制定	—	制定済み
朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の年間の開催回数	4回(R2年) ※策定年度	2回

施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

性のあり方が多様になり、これまでのように男女という性別ではなく、LGBTといった新しい概念や多様な人材を社会活動に積極的に活用するダイバーシティといった考え方が生まれています。多様な性のあり方や一人ひとりの個性をいかしたキャリア教育など、男女共同参画の最新の考え方等について紹介し、学びや理解を深めることを通じて、偏見や差別のないあらゆる人が自分らしく生きられる社会の実現に向けて、一人ひとりの意識や行動を変えていく必要があります。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
男女共同参画社会に関する情報発信	・村民向け男女共同推進ガイドブックを作成します。 ・村のホームページ上に、男女共同参画に関する特設ページを設置します。	総務課
男女共同参画に関する学習機会づくり	男女共同参画に関する村民向けの講義を実施します。(※オンライン講義も検討)	総務課
	分館運営委員等の協力を得ながら、公民館講座を年1回実施し、幅広い男女の講座への参加を促します。	教育政策課
多様な性のあり方についての理解促進	図書館に関連本のコーナーを作り、村民の関心喚起や学びのきっかけづくりを行います。	教育政策課
	健康ガイド・健康情報誌等により、性に関する情報を提供し、理解促進を図ります。	住民福祉課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
村民向け男女共同参画推進ガイドブックの作成	—	作成済み
村民向け男女共同参画講義の参加者数(累積)	—	40人
ジェンダーという用語の認知度 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	47.8%(R2年)	増加
社会全体として「男性の方が優遇されている」と思う人の割合【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	男性 67.1% 女性 78.7% (R2年)	減少

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

家庭、仕事、政策・方針決定の場、地域活動などあらゆる場面において、性差別や固定的な役割分担意識に左右されることなく、一人ひとりに平等に活躍の機会が与えられ、望んだ生き方ができる社会を目指し、各場面に応じた意識啓発や女性の活躍を後押しするための支援を行います。

施策3～6は、女性の職業生活における活躍の推進にかかわるため、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけます。

施策3 ワーク・ライフ・バランスの実現のための 家庭生活における男女の助け合い

女性活躍推進計画

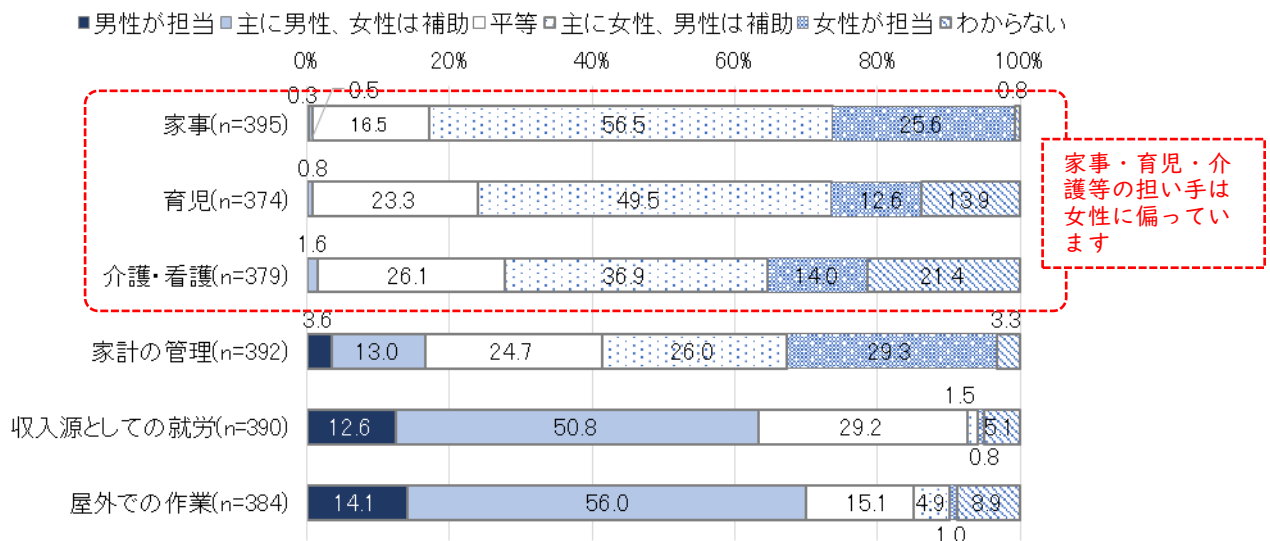
《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

仕事だけでなく、家庭や地域・個人の生活も充実させる生き方を指すものとして、「ワーク・ライフ・バランス」という考え方が重視されています。男女がともに仕事と家庭や地域・個人の生活を両立させるためには、家庭生活における男女の協力が不可欠です。しかし、村民アンケートの結果をみると、いまだ育児や介護等の負担が女性に偏っている現状があります。

男性の家事・育児等への参画意識は以前よりも高まりつつありますが、さらに実践にまでつなげ、女性が仕事や地域・個人活動に参画しやすくする必要があります。

また、男女が家事や育児・介護等を分担しやすくするためには、柔軟な働き方を可能にする職場の制度整備や理解促進も不可欠です。一人ひとりの意識改革を促すとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を誰もが実現できる社会となるよう企業等にも理解と協力を働きかけていくことが重要です。

家庭生活の男女の役割分担の現状



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査（R2年）

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
男性の家事・育児・介護等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出・新生児訪問・乳幼児健診等に、父親が出席・参加しやすい環境づくりを行い、育児への参加を呼びかけます。 ・男性の家事力を高めるための各種講座を実施します。 	住民福祉課
男性の育児休暇取得の促進	男性職員に向けた、村の育休制度の紹介及び育児休暇取得の奨励を行います。(育児計画書の提出等)	総務課
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の時差出勤を奨励します。 ・ワーク・ライフ・バランス等の法制度・政策について職員研修を実施します。 	総務課
	・県などとの連携により、短時間勤務や育児・介護休暇の取得しやすい環境づくりが進むよう、村内企業への啓発を進めます。	産業振興課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
家事の役割分担の現状における「平等」の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	16.5% (R2年)	増加
男性向け料理教室の開催回数	年2回 (R2年)	年2回
男性職員の育児休暇取得率(該当者がいる場合)	0.0% (R2年)	30.0%

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

雇用の場で根強く残る男女の待遇や機会格差をなくし、女性が働きたい時に適した職場で働けるよう支援していく必要があります。

また、新しい生活様式やICT技術の進展に合わせて多様な働き方が浸透しつつあり、ワーク・ライフ・バランスが実現しやすい環境や技術が整ってきています。村内の事業所にもテレワークや副業の導入など、柔軟な働き方が可能となるよう働きかけていくことが求められますが、まずは役場が率先して働き方改革を実現し、女性活躍を推進していきます。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
企業の育休等の制度の整備と取得の促進	商工会を通じて、村内事業者に対し、育休制度の整備や取得を促す啓発活動を実施します。	産業振興課
女性の再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会を通じて、村内事業者に対し、育児等の終わった女性を対象とした雇用機会を創出するための啓発活動を実施します。 ・関係機関と連携し、再就職を希望する女性向けの相談会やスキルアップのための講座の紹介などを行います。 	産業振興課
多様な働き方の推進	役場内にテレワークを導入するとともに、役場職員のテレワーク利用を推進します。	総務課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
職場での待遇に差があると感じる分野「特になし」の比率 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	20.7% (R2年)	増加
事業者への啓発チラシ配布	-	年1回
年に1回以上テレワークを利用した職員率	-	50.0%

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

女性農業団体の活動休止、農村生活マイスターの高齢化など、農業におけるこれまでの女性の活躍のあり方を見直す時期がきているといえます。国が進める農業女子プロジェクトや長野県のNAGANO農業女子など、時代に合った新しい活動への参加促進や若手女性のリーダー育成が求められます。

また、家族経営農家の多い本村では、女性が農業経営に参画しやすくなり、働きやすい環境の実現に向けて、家族経営協定の締結を推進してきました。平成20年には7世帯だった締結数が令和2年には23世帯に増えています。

こうした取組を通じて、村の基幹産業といえる農業分野における女性の活躍を後押しし、女性が生き生き活躍できる農村づくりを目指します。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	・村内の女性農業者グループの活動を支援します。 ・女性農業者セミナーを継続的に開催し、農村生活マイスター認定につなげます。	産業振興課
女性の就農支援	朝日アグリ・チャレンジセンターにて行う新規就農支援と合わせて女性の就農支援に取り組みます。	産業振興課
家族経営協定締結の促進	広報、回覧板、女性農業者セミナー等を活用して制度を周知し、家族経営協定の締結を推進します。	産業振興課

■活動指標

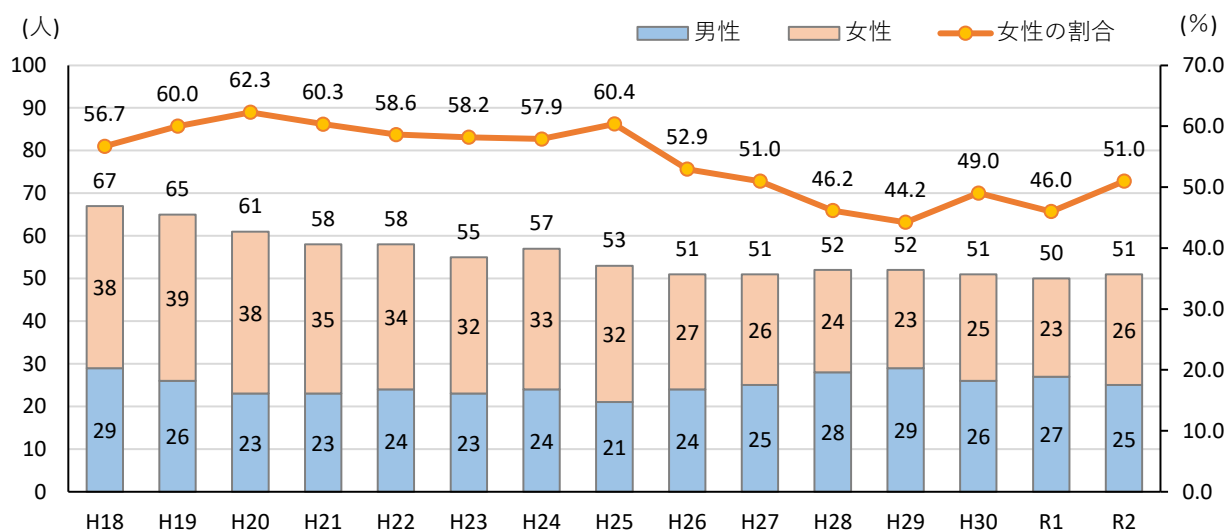
指標	現状値	目標値(R7年)
農村生活マイスター認定者数	8名 (R2年)	8名
「NAGANO農業女子」登録数	0名 (R2年)	3名
家族経営協定の締結数(累積)	23世帯 (R2年)	28世帯

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

村役場では以前より正規職員に占める女性の割合が50%前後で推移しているほか、管理的地位にある職員に占める女性割合も全国や県平均を上回るなど、男女機会均等は進んでいるため、引き続き女性活躍を推進していきます。

本村初の女性議長が誕生したものの、女性議員は依然として少ないため、政治の場における女性の活躍や、村の政策決定の場である審議会や委員会への女性の登用を進め、女性リーダーの育成につなげます。

朝日村役場の正規職員に占める女性割合の推移



出典：朝日村

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
行政機関における女性管理職の積極的な参画促進	男女関係なく、適材適所の配置・昇格に努めます。	総務課
村の審議会、委員会への女性委員の登用促進	審議会、委員会の選出時に女性枠を設けるなど、女性委員の登用を促進します。	全庁
村議会における女性議員の活躍推進	朝日村議会の女性議員の人数増加を目指します。	総務課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	12.3% (R1年)	25.0%
農業委員に占める女性の割合	16.7% (R1年)	25.0%
村議会議員選挙の候補者に占める女性の割合	●% (R●年)	35.0%

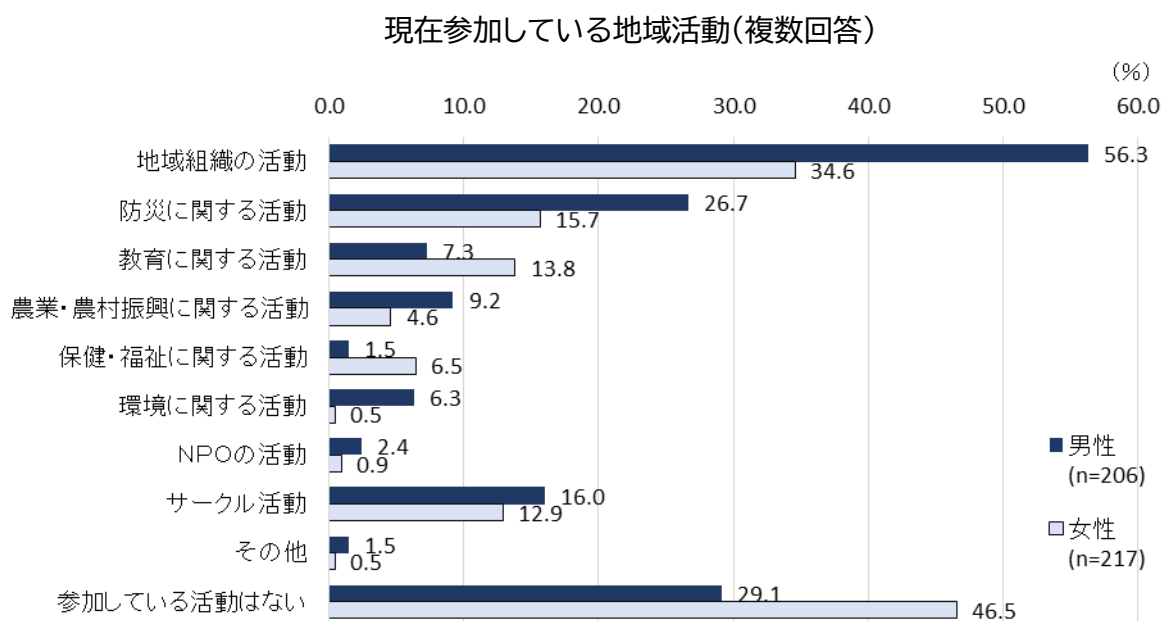
施策7 地域・自主活動における男女共同参画の推進

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

本村の男女共同参画において大きな課題となっているのが、地域活動や地域組織における女性参画です。区長・地区長や公民館長、公立小・中学校のPTA会長など、地域活動・組織におけるリーダーはいまだに男性が登用される慣習が根強く残っています。村民アンケートで現在参加している地域活動をみると、女性が活躍している分野は教育と保健・福祉とかなり偏っています。

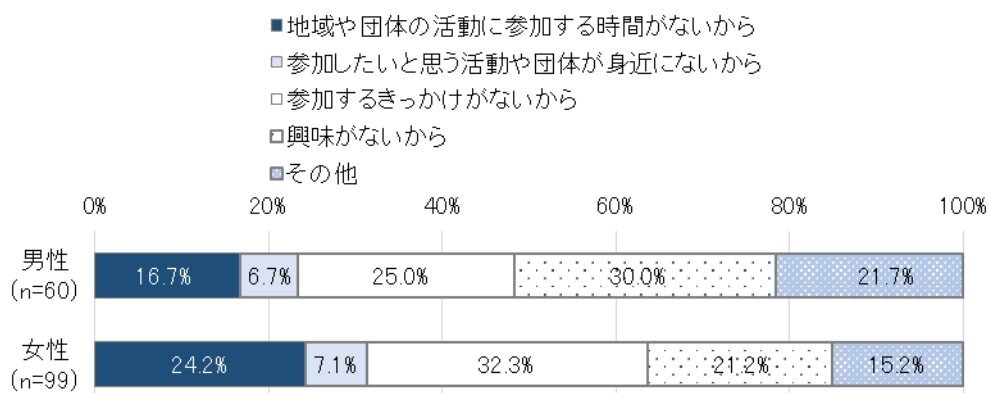
また、地域活動に参加していない理由では、女性は「興味がないから」が男性より少なく、「時間がない」「参加するきっかけがない」が主な理由としてあげられています。

防災分野など、女性視点の活用が重視されている地域活動もあります。しきたりや習慣を見直し、男女関係なく、地域活動に適した人材の登用と地域活動への女性視点の積極的活用が重要です。



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査（R2年）

地域活動に参加していない理由



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査（R2年）

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
地域組織における女性リーダーの育成支援	区長、地区長の女性選出を呼びかけます。	総務課
	正副公民館長・分館長に女性を登用するよう、選出する地区や団体に働きかけます。	教育政策課
自主的な女性活動団体への支援	女性団体が活動しやすくなるよう、国・県・他市町村とのつなぎ役を担い、支援を行います。	総務課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
区、地区の役職における女性の割合(全体)	0.0% (R2年)	10.0%
公民館関係の役職における女性の選出(累積)	0人 (R2年)	1人以上

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

誰もが自らの希望に添った生き方を実現するために、安全で健やかな毎日を送れるよう、安心・安全な暮らしを支援していくことが求められます。

近年、安心・安全な暮らしを脅かす感染症や災害など非常時の対応や防災活動などに女性視点を取り入れることの重要性が指摘されています。

また、女性は暴力やハラスメントなどの被害を受けやすく、関係機関と連携して未然防止に務めるとともに、被害者の相談や適切な対応につなげていくことが必要です。その他、高齢者、障がい者、ひとり親世帯など困難に陥りやすい人に対して、男女共同参画の視点から支援を行います。

施策8 非常時における男女共同参画の推進

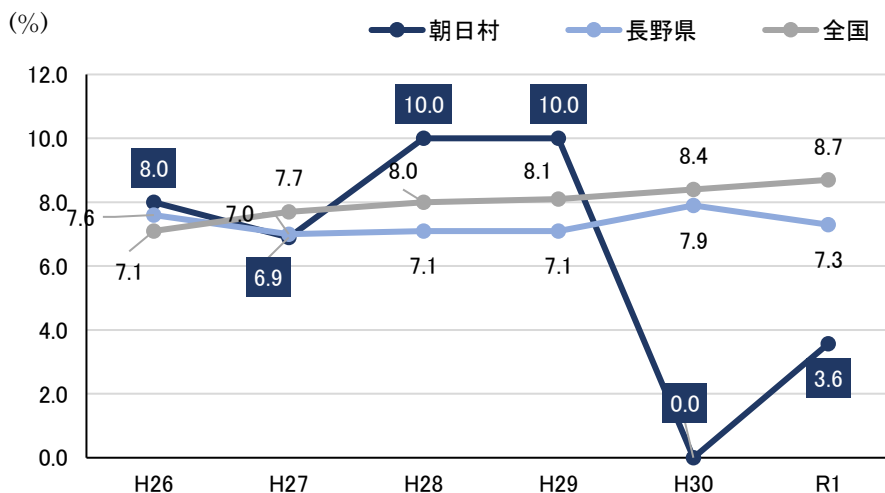
《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

新型コロナウイルス等の感染症の拡大や頻発する災害時など、非常時の対応や備えに、女性の視点を取り入れることの重要性が指摘されており、国でも「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表しています。

女性や子どもなどが非常時の被害を受けやすい現状を踏まえ、感染症対策や防災等の計画に女性視点を活かせるような体制を整備するとともに、非常時において女性への過度な負担や人権侵害が起こらないよう、男女共同参画の視点から対応を考えていく必要があります。

現在は市町村防災会議に占める女性の割合が国や県より低くなっており、こうした会議に女性を積極的に登用していきます。

市町村防災会議に占める女性の割合



出典：朝日村・長野県：長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
全国：内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害における避難所運営に際し、男女二人の運営責任者を起用し、避難者女性に対して配慮できる体制を整えます。 ・避難所運営に際し、看護師等が避難者女性の相談に乗れる体制づくりをします。 	総務課
男女共同参画の視点に立った災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府作成「災害対応力を協力する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、周知と、女性視点からの防災・復興体制の強化及び災害発生時における必要な対応を実施します。(避難所チェックシート、備蓄チェックシートの活用、ポスター・チラシの掲示) ・防災会議への女性委員の登用を推進し、防災計画に女性視点からの対策を盛り込みます。 	総務課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
防災会議の委員に占める女性の割合	6.7% (R2年)	15.0%

施策9 ライフステージに応じた健康支援

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

生物学的な女性の特徴として、妊娠・出産期等の女性特有の身体や精神の状態を理解し、必要なケアや支援を行うとともに、リプロダクティブヘルスライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発を進めていく必要があります。

また、男女ともに高齢化が進行しており、高齢になっても長く健康を保ち、仕事や生きがいを持ちながら暮らせるよう、健康づくりや介護予防活動の推進、高齢者の就労支援など、人生100年時代における男女共同参画に必要な施策を関係課が連携して推進します。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
女性の心とからだ（妊娠・出産等）に関する学びの機会充実と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や健康情報誌等の媒体を使って、思春期や更年期に関する情報を提供します。 ・妊婦健診と産婦健診の補助を行うとともに、必要に応じて保健師による支援を行います。 ・新生児訪問時に産婦の心身の状況の確認を行うとともに、必要に応じて保健師による支援や専門機関の紹介を行います。 	住民福祉課
健康寿命延伸のための健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・循環器健診や各種がん検診の実施・受診を勧奨します。 ・健診結果に応じて専門職（管理栄養士や保健師）による生活改善支援や受診を勧奨します。 ・一般介護予防事業（再彩クラブ・転ばんジェントルマンとレディーの会・さんてい講座・高齢者ふれあい学習・若返りパワーアップ教室・スポーツボイス）を実施します。 ・男性向けの講座を開催し、男性の参加を促進します。 	住民福祉課
人生100年時代の男女のいきがいづくりと就労促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業団体の協力を得ながら、高齢者が培ってきたノウハウを活かした活動の場を検討します。 	住民福祉課 産業振興課 朝日アグリ・チャレンジセンター
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と高齢者のつなぎの支援や、ポイント事業による高齢者の活動参加の促進等を検討します。 	住民福祉課

■活動指標

指標	現状値	目標値（R7年）
思春期や更年期に関する情報提供（広報・健康情報誌等）	年0回（R2年）	年1回
介護予防教室への延べ参加人数	2,694人（R1年）	3,500人
65歳以上の有業率	67.5%（R1年）	70.0%

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

男女共同参画に関する村民アンケート調査の結果では、「DV」という用語を知っている人の割合は91.9%でほとんどの村民が認知していることがわかっています。しかし、スマートフォンが普及し、インターネットやSNSが当たり前で使用されている現代では、肉体的・精神的な暴力やハラスメントが多様化しているとともに、見えづらくなっていることも考えられます。ネットメディアにおける新しい性差別などにも対応していくため、引き続き、こうした新たな視点を盛り込んだ啓発活動や、関係機関・民間団体等と連携しながら相談対応を強化する必要があります。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「女性相談センター」や「男女共同参画センター あいとぴあ」等と連携しながら、共同で相談支援を行います。 ・事例が発生した場合は、緊急度に応じて警察や県の相談機関につなげる、避難の必要がなければ頻回に状況を確認し対応を検討するなど、ケースに応じた適切な対応を行います。 	住民福祉課
DVやハラスメントに関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、回覧版、ホームページ等を活用し、DVやハラスメントの啓発と相談機関の紹介を行います。 ・役場職員を対象としたセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談窓口の設置 ・役場職員を対象としたDVやハラスメントに関する研修会を実施します。 	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会を通じて、民間事業者への啓発を行います。 	産業振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の被害者や加害者を生みださないための小中学校における人権教育やDV等に関する学びの機会をつくります。 	教育政策課
被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限します。 	住民福祉課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
役場職員を対象とした研修の開催回数	—	年1回
役場におけるハラスメントの相談発生件数	—	0件

施策11 困難を抱える女性等への支援

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告）によれば、母子家庭と父子家庭の収入は、自身の就労収入だけでみると、母子家庭200万円、父子家庭398万円で、倍ほどの違いがあります。男女ともに生活に困難を抱える人への支援を充実させる必要がありますが、女性は妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響などにより就労が続けられず生活困難に陥りやすい構造があり、見守りと支援を強化していく必要があります。

また、女性の障がい者特有の困難な状況が生じることのないよう、適切な支援が必要です。

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
ひとり母親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする家庭に対して、関係機関へつなぎ、適切な支援を行います。 ・就労支援機関と連携し、就労を促進します。 	住民福祉課
貧困家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、相談支援を行います。 ・既存の事業等での受け入れ体制を強化し、「参加支援」として就労や住居の確保等、自立に対する支援を行います。 	住民福祉課 社会福祉協議会 自立支援相談機関 まいさぼ東筑
障がい者における男女共同参画視点での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設け、必要に応じて関係者を招集し、検討会議を開きます。 ・村だけで解決のできない事案については、適切な機関につないでいきます。 	住民福祉課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)
養育費を受け取っている母子世帯の割合	33.3% (R2年)	42.8%
生活困窮者の相談件数	40件 (R2年)	50件
障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人 (R2年)	1人

<代替指標候補>

- ・ひとり親家庭等の就業相談件数
- ・経済的に自立している母子家庭を増やす（児童扶養手当の受給者数）

資料編

第1節 用語解説

※本編に登場する専門用語やカタカナ用語などを五十音順に一覧にしてわかりやすく説明します。

第2節 委員名簿

- ・朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会
- ・朝日村男女共同参画計画審議会

第3節 策定の経過

策定までのスケジュールを一覧にします。